

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の効率性、健全性および透明性を確保し、企業価値の継続的な向上を目指します。そして、今日においては、取り巻く環境変化に素早く対応し、いかに適時・的確に意思決定や組織的取組みを行えるかが、今後の企業成長の鍵を握るものと認識しております。そのため経営のスピード化、企業行動の透明性を確保し、株主の皆様に対するディスクロージャーおよびアカウンタビリティを重視してコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、「コーポレートガバナンス・コード」が会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のために適用されたものである主旨を尊重し、積極的な対応を行ってまいります。したがって、「コーポレートガバナンス・コード」は原則として実施して行く方針ですが、例外的に以下の原則については現時点では実施しないこととしたその理由を申し上げます。

・補充原則1-2 議決権の電子行使のための環境整備

2020年6月の第150回定時株主総会より、電磁的議決権行使の導入をいたしております。これにより国内外の機関投資家及び国内の株主様の議決権行使における利便性を向上いたしました。尚、招集通知の英文対応は当社の外国人比率5%未満を鑑み対応いたしておりませんが、今後の比率が増加傾向にある場合には改めて検討したいと思っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

「コーポレートガバナンス・コード」における開示事項について以下のとおり報告いたします。

・原則1-4 政策保有株式

(1)政策保有に関する方針

当社は、持続的な成長と企業価値の向上に資するための共同開発、原材料の安定的な調達など経営戦略の一環として、また取引先との良好な関係を構築し、事業継続に必要と判断する企業の株式を保有します。

(2)政策保有株式にかかわる検証の内容

当社は、保有する政策保有株式に関しましては、毎年取締役会において、中長期的な経済合理性や将来見通し、保有に伴うリスク・リターン等を総合的に保有の継続の可否を判断とします。

(3)政策保有株式にかかわる議決権行使基準

当社は、保有する株式の議決権の行使について、対象となる議案につき、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであるか否か、株主共同の利益に資するものであるか否かなどを総合的に判断し、適切に行使してまいります。

・原則1-7 役員や主要株主との取引(関連当事者間の取引)を行う場合について

当社の取締役会規程において、関連当事者間の取引を行う場合は取締役会の決議事項と定めており、取締役全員にその内容を周知徹底をさせております。ただし、これまで関連当事者間の取引の実績はありません。あれば必ず情報開示いたします。また、関連当事者間の取引の有無について取締役全員に対して事後のかつ継続的にチェック出来るよう、毎年度末に「関連当事者取引確認書」の提出を義務付けさせ、漏れが無いよう万全を期しております。

・原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社は、スチュワードシップ活動の受け入れを表明している資産管理運用機関に企業年金を委託しております。当社の管理部門の経験を積んだ役職員が必要に応じた資産構成の見直しが行われているかどうか、利益相反が適切に管理されているかどうか、かつ確定給付年金に係る業務についても同様に報告を受けるとともに、スチュワードシップ活動の実施状況をヒアリングしております。

・原則3-1 以下の事項の開示について

()会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

毎期発行する事業報告書に経営の基本方針、利益配分に関する基本方針、中長期的な経営戦略を開示しております。また、当社ホームページ(<https://www.nikkato.co.jp/>)のIR情報にもトップ・メッセージで会社経営の基本方針、目標とする経営指標、会社の利益配分に関する基本方針を開示しております。なお、同IR情報のディスクロージャー・ポリシーでは当社の情報開示についての方針、情報開示の方法、公平な情報開示を公表しております。

()コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は監査を担うものが取締役会での議決権を有することにより、監査、監督機能のさらなる強化を図るため、平成27年6月19日開催の第145回定時株主総会での承認を得て監査等委員会設置会社に移行しました。この機関設計の変更により、経営の効率性、健全性および透明性を一段と高め、コーポレートガバナンスのさらなる充実に努めます。この方針から情報開示においても、財務情報は勿論のこと非財務情報についてもステークホルダーの立場を十分に尊重し、かつコンプライアンスを遵守して適確で有用性のあるものにレベルアップしていく所存であります。

()取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

コーポレートガバナンス報告書の「取締役報酬関係の報酬額又はその算定方法の決定方針の有無」に開示のとおりであります。すなわち、定時株主総会後の取締役会にて報酬限度額の範囲内で取締役(監査等委員である取締役を除く。)の各報酬額を決議し、監査等委員である取締役の報

報酬も株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で監査等委員である取締役の協議により決定しております。報酬額は基本報酬(月次・定額)と賞与(年次・業績連動)としており、基本報酬(固定報酬)は、役位に期待される職務及び企業価値向上に資する取組み等をベースに決定しており、業績連動報酬(賞与)は、営業利益率10%を業績支給係数1.0とした基準をベースに、その達成度合いに応じた支給係数を乗じた報酬としております。その算定方法に基づき「指名・報酬諮問委員会」の審議を経て、取締役会にて決定しております。

() 取締役会が経営陣幹部の選解任を行うに当たっての方針と手続き

経営陣幹部の選解任に当たっては持続的な成長及び企業価値の向上に資する貢献度等を考慮し取締役会で決定いたします。その際、「指名・報酬諮問委員会」にて審議し、取締役会に答申の上、選解任を決定しております。尚、新任や退任の対象者がいる場合は該当者の氏名や当社の選解任についての内容を取締役会終了後に適時開示しております。

() 経営陣幹部の選解任を行う際の個々の選解任についての説明

経営陣幹部の選解任については、「指名・報酬諮問委員会」の審議の上決定します。これは独立社外取締役の関与・助言により公平性・独立性を担保し、選解任対象者の経験やその主たる職務における能力・資質等踏まえ個別審議としており、その上で新任対象者について略歴、管掌部署等を説明し開示いたします。

・補充原則4 - 1 取締役会は経営陣に対する委任の範囲を明確に定め、その概要を開示すべきである。

当社の取締役会は、「取締役会規程」に基づき、何を判断し決定するのかを明確化するとともに、「経営会議規程」に基づき、委任すべき事項を定めております。

・原則4 - 9 独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼をおいた独立性判断基準を策定・開示すべきである。西村元昭(弁護士)と白間真次(税理士)の2名は本コーポレートガバナンス報告書に記載のとおり、当社との関係のチェック状況、選任の理由および東京証券取引所の定める独立性要件を判断基準とし、十分に独立性を保持していると判断され、開示しております。

・補充原則4 - 11 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を開示すべきである。

現在、当社取締役会の構成人員は10名(うち監査等委員である取締役は3名)で、経営全般、経理財務、総務関係、営業関係、生産技術関係、研究開発関係、法律・税務関係それぞれに知識・経験・能力に優れたメンバーでバランス良く構成されております。また、監査等委員である取締役3名も、そのうち2名が社外から独立性のある弁護士、税理士であり多様性が保たれております。当社の業容等から勘案し、現在の取締役会構成人員の規模が適性と考えております。

・補充原則4 - 11 社外取締役の兼務状況を毎年開示すべきである。

社外取締役の兼務状況については、定時株主総会招集通知や有価証券報告書にて毎年開示しております。なお、当社取締役会での出席状況等についても株主総会招集通知で情報開示しており、その役割・責務を適切に果たしております。

・補充原則4 - 11 取締役会全体の実効性について分析・評価。

評価の方法はアンケート形式による自己評価とし対象者は全取締役10名。

評価項目は

- 取締役会の構成
- 取締役会の役割
- 取締役会の運営
- コーポレートガバナンス対応
- 総評

以上5項目にて実施し、5段階方式での点数評価及び自由回答により構成、その結果について分析・検証後、取締役会にて評価を実施しました。その評価は、すべての項目において標準値以上の評価となり概ね取締役会の実効性は確保できているものと分析・評価いたしました。

一方今後の課題として、

- 引き続き取締役が一層適切な知識を習得できる充実したトレーニングの機会の創設
- 事業戦略の方向性のための、生産的・創造的な議論
- 当社に合った後継者の育成計画の策定

と認識し、対策を継続的に検討してまいりました。

今後も引き続き取締役会の実効性を向上させ、コーポレートガバナンスの一層の強化に努めてまいります。

・補充原則4 - 14 取締役に対するトレーニングの方針について開示を行うべきである。

新任取締役には期待される役割・責務を適切に果たすために新任取締役向けの外部セミナーを受講させ、その役割・責務に係る理解を深めさせる方針であります。また、機会があるごとに、取締役全員に取締役の役割・責務等に関する会社規程類遵守の再確認を実施し、必要知識習得、およびこれらの継続的更新を図ります。今後、これら取締役に対するトレーニングの方針について開示する方針であります。

・補充原則5 - 1 取締役会は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を検討・承認し開示すべきである。

株主との対話については、総務部・経理部が窓口となり、事前両部門で協議し連携して対応することになっております。また、個別面談以外の投資家説明会やIR活動については、代表取締役により積極的に対応しております。株主からの意見や要望については、当社経営に資すると判断されるものは全て取締役会にて適切かつ効果的にフィードバックして情報を共有し、取締役会は実現に向け前向きに対応します。なお、社長は勿論のこと、窓口となる総務部・経理部は、株主との対話に際してインサイダー情報の十分認識し、従来から対応しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ニッコー取引先持株会	687,100	5.76
東ソー株式会社	599,000	5.02
株式会社チノ	574,100	4.81
株式会社みずほ銀行	499,400	4.18

ニッコー従業員持株会	428,178	3.59
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	417,300	3.50
株式会社共和電業	400,000	3.35
朝日生命保険相互会社	353,100	2.96
株式会社ツバキ・ナカシマ	300,000	2.51
西村 隆	287,400	2.41

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	ガラス・土石製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
西村 元昭	弁護士													
白間 真次	税理士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西村 元昭			独立役員に指定しております。	同氏は、弁護士として企業法務に精通しており、能力、識見において優れた人物であると判断し招聘したものであります。 一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、独立性が確保できるものと判断しております。したがって、客観的かつ専門的な見地から経営監査を行うことが可能であるため社外取締役に選任しております。 また同氏は、当社からは役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ておらず、独立役員としての要件を満たしているため、独立役員に指定しております。

白間 真次		独立役員に指定しております。	同氏は、税理士として永年にわたる実績と経験を備え、また能力、識見はもちろんのこと、公明正大な人柄であり招聘したものであります。独立性が確保でき、客観的かつ専門的見地から企業財務に精通した貴重な助言、提言をいただき、経営に対する監査をお願いするため社外取締役を選任しております。また同氏は、西村氏と同様独立役員としての要件を満たしているため、独立役員に指定しております。
-------	--	----------------	--

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし				

現在の体制を採用している理由

監査等委員会は、内部監査室との連携により監査を実施することから、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を設けておりません。ただし、監査等委員会が使用人を必要とする場合には、協議し十分検討いたします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員、内部監査室、会計監査人は、必要に応じて打合せを実施し、内部統制、内部監査に関する報告及び意見交換を実施する予定です。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

2020年2月21日付、「指名・報酬諮問委員会」を設置いたしました。当社は、監査等委員会設置会社であるものの、社外取締役の関与・助言をより明確にすべく、今般の「指名・報酬諮問委員会」を設置いたしました。これにより取締役の選任・解任及び役員の報酬等に関する手続きの透明性・公正性・客観性及び取締役会の独立性と説明責任を強化します。

【独立役員関係】

独立役員の数	2名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外取締役を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

平成17年7月31日にストックオプションの行使期間が経過し、現在は具体的には実施しているものはありません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

2020年3月期の報酬等の額は、取締役(監査等委員を除く)8名に84,963千円、取締役(監査等委員)3名に20,500千円(うち社外取締役2名10,200千円)です。

なお、使用人兼取締役の使用人給と相当額の総額は64,150千円で、上記報酬額には含まれておりません。

取締役の支給人数には、2019年6月21日開催の第149回定時株主総会の終結をもって退任した取締役(監査等委員である取締役を除く)1名を含んでおります。また、報酬等の額には、本総会にて決議予定の役員賞与18,700千円(監査等委員である取締役を除く)及び当期中に計上した役員退職慰労引当金繰入額10,856千円及び当期中に退任した役員に支払うことが確定した役員退職慰労金と当該役員に対する過年度の役員退職慰労引当金との差額206千円(監査等委員である取締役を除く)を含めております

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、役員の報酬等の額は又その算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容は平成27年6月19日開催の第145期定時株主総会で決議された報酬限度額の範囲内(監査等委員である取締役を除く報酬限度額100,000千円)で取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額は、その役位に期待される職務及び企業価値向上に資する取組み等を踏まえた固定報酬としての基本報酬(月次報酬)および業績連動報酬(年次業績連動)として、営業利益率10%を業績支給係数1.0とした基準をベースに、その達成度合いに応じた支給係数を乗じた報酬としております。この算定方法に基づき「指名・報酬諮問委員会」の審議を経て、取締役会にて決定しております。

監査等委員(報酬限度額30,000千円)である取締役については監査等委員である取締役の協議により決定しております。監査等委員である取締役の報酬は、職務の性格上、基本報酬のみとしております。

尚、報酬限度額には、使用人兼務取締役に対する使用人給と相当額は含みません。また、当社は取締役(監査等委員である取締役を除く)の中長期的な功勞に対して退職慰労金制度を設定しております。

「指名・報酬諮問委員会」は、取締役会の諮問機関として、役員報酬制度・評価制度の構築・改定にかかる審議や評価結果、固定報酬、業績連動報酬の妥当性に関する審議を実施しております。その活動は、基本年1回から2回程度実施しておりますが、必要に応じ柔軟に委員会を開催し、報酬制度の見直し改定を行います。

【社外取締役のサポート体制】

監査等委員である社外取締役の専従スタッフは配置していませんが、社外取締役から要請があれば、内部監査室、経理部、総務部などがサポートすることとしております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

更新

0名

制度としてはありますが、現在は対象者なし

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

経営の意思決定機関として、法定の「取締役会」と取締役および主要業務を担当する理事とで構成する「経営会議」の2つの機関があります。「取締役会」では、法定事項の他に特に重要な業務執行に関する事項については「取締役会規程」に基づき決議しております。「経営会議」では経営会議規程に基づき、取締役会での決議事項以外の重要な業務執行に関して審議並びに決定を行っております。

当社の取締役は10名で、うち監査等委員である取締役が3名(うち社外取締役が2名)です。監査等委員である取締役を除く7名の取締役のうち2名は代表取締役です。また、理事は3名であり、取締役会で選任され、その身分は委任契約に基づくものとし、任期は取締役と同様原則1年となっております。理事は、社長の指揮監督の下、取締役会で決定した業務委任の範囲において業務執行をいたします。

また、役員の選任及び報酬につき取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の諮問機関として任意の「指名・報酬諮問委員会」を設置しております。「指名・報酬諮問委員会」では、取締役の報酬の制度・水準について、また、取締役の選解任について取締役会の推薦に基づき審議し、取締役会に答申しております。この委員会の委員は取締役会から取締役を選定し、独立社外取締役が過半数含むものとしております。

次に会計監査人について説明いたします。平成13年11月には公認会計士協会の倫理規則により、平成14年4月から7年での関与社員の交代を義務化することになりました。当社は、会計監査人である清稜監査法人との間で従来から2名の関与社員の業務執行期間が極めて長く、独立の立場からより適切な監査業務を実施していくために、7年ルールを待たず、早急に関与社員を変更することで意見交換を実施し、その結果平成18年3月期で1名が交替し、平成19年3月期で残り1名も交替しました。さらに、7年ルールの適用により平成26年3月期から1名、平成27年3月期から1名が交替しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、会社法の一部を改正する法律(平成26年6月27日 法律第90号)の施行により、監査機能をさらに強化するため、取締役における議決権を有する監査等委員である取締役を選任、また社外取締役の設置により監査機能強化と合わせ経営に対する透明性と効率性を向上すべく、監査等委員会設置会社の体制を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の3週間前の早期発送を実施しております。
集中日を回避した株主総会の設定	開催日は6月の20日前後から25日の期間に設定しており、集中日を回避しております。
電磁的方法による議決権の行使	株主および機関投資家の利便性向上の観点から、電磁的方法による議決権行使(議決権電子行使プラットフォーム含む)を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権行使するための十分な検討期間を確保・早期開示の観点から、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
その他	招集通知を発送日当日に当社ホームページ(https://www.nikkato.co.jp/)に掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定時株主総会後に出席株主を対象に株主懇談会を開催し、社長をはじめ取締役一同が積極的に株主と対話しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的ではありませんが、年に数回はアナリスト・機関投資家向けに個別に説明会を開催し、代表取締役自ら説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	每期ホームページ(https://www.nikkato.co.jp/)に資料(決算短信、有価証券報告書、報告書、当社の事業の概要等)を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経理部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	平成26年4月1日付で「ニッコーCSR行動規範・行動規準」を制定し、ステークホルダーの立場の尊重について明確に規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	平成14年3月にISO14001を認証登録し、環境保全体制を確立させ、温室効果ガス削減等環境保全に向けて継続的な活動を続けております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社取締役会において内部統制システムに関する基本的取組方針を下記のとおり決議しております。なお、当社はこの基本的取組方針に基づき、内部統制に対する整備・運用評価を継続して実施しております。

1. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人の配置にあたっての具体的な内容(組織、人数、その他)については、監査等委員会と協議し、その意見を十分考慮して検討する。

2. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人の当社の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

イ、監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人の任命・異動については、監査等委員会の同意を必要とする。

ロ、監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人は、当社の業務執行にかかわる役職を兼務せず、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査等委員会の意見を聴取するものとする。

3. 当社の取締役および使用人等から監査等委員会への報告に関する体制

イ、当社の取締役および使用人は、監査等委員会の定めるところに従い、監査等委員会の要請に応じて必要な報告および情報提供を行うこととする。

ロ、前項の報告・情報提供としての主なものは、次のとおりとする。

- 1) 当社の内部統制システムの構築に関する部門の活動状況
- 2) 当社の内部監査部門の活動状況
- 3) 当社の重要な会計方針、会計基準およびその変更
- 4) 業績および業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
- 5) 内部通報制度の運用および通報の内容
- 6) 監査等委員会から要求された契約書類、社内稟議書および会議議事録の回付

4. 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役および使用人等の不正行為を発見した場合の通報窓口「ヘルプライン」を開設する。「ヘルプライン」その他直接間接に監査等委員会に報告した者への不利益扱いを禁止する。

5. 監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の執行に関する費用等の請求については、監査等委員会の職務の執行に関するものでないことが明らかである場合を除き、会社法第399条の2第4項に基づき速やかにかつ適正に処理する。

6. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査等委員会が期初に策定した監査方針、監査計画に基づき実施される監査の実効性を高めるため、社長が監査上の重要問題、監査環境の整備等の意見交換のために監査等委員会と定期的な会合を実施する。会合を通じて監査の実効性確保に係る監査等委員会の意見を十分に尊重する。

また、内部監査部門および会計監査人は、監査結果の報告や定期的な会合により、監査等委員会との連携を図る。

7. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、株主や取引先をはじめ地域社会、社員等の各ステークホルダーに対する企業価値向上を経営上の基本方針とし、その実現のため、コンプライアンス規程を制定・施行し、取締役ならびに使用人が法令・定款を遵守することの徹底を図るとともに、リスク管理体制の強化に取組むなど、内部統制システムの充実に努める。

使用人に対しては、コンプライアンスを重視したニッコーCSR行動規範・行動規程を策定・研修を実施する。

8. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の業務執行に係る情報・文書の取扱いは、当社社内規程およびそれに関する各管理マニュアルに従い適切に保存および管理(廃棄を含む)の運用を実施し、また必要に応じて各規程等の整備・運用を強化する。

9. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各担当部署においてリスク要因に対する管理プログラムを策定し、リスクに関する規程の整備・運用を強化する。組織横断的リスク状況の監視および全般的な対応方針をリスク管理委員会にて行うものとする。また、新たに生じたリスクについては危機管理規程に基づき、危機管理委員会を設置し、速やかに対応にあたる。

10. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

毎年策定される年度計画および中期計画に基づき、各業務執行ラインが目標達成のための行動を行う。また、経営目標が予定どおりに進捗しているか業務報告を通じて定期的に検証を行う。

業務執行のマネジメントについては、取締役会規程により定められた事項およびその付議基準に該当する事項について全て取締役会に付議することを遵守する。

日常の職務の執行に際しては、業務執行取締役の担当業務を明確化させるとともに、IT化推進による情報共有により迅速な意思決定と効率的な業務執行を実施する。

11. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ子会社に対しては、コンプライアンスを重視したニッコーCSR行動規範・行動規程を準用し、法令および企業倫理遵守の徹底を図る。また、当社内部監査部門による定期的な監査を実施し、強力な管理体制を維持する。

12. 財務報告の適性を確保するための体制の整備

財務報告の信頼性および適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制を有効なものとするため、経理部および内部監査室を中心に評価・報告体制を整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、平成26年4月1日に「ニッコーCSR行動規範・行動規準」を制定し、内容を社員全員に周知させております。その中で、反社会的勢力による被害防止のための基本原則の遵守として、

イ. 組織として対応し、外部の専門機関と連携する。

ロ. 取引を含めた関係を遮断し、有事には民事と刑事で法的に対応する。

ハ. 裏取引や資金提供は一切行わない。

とのルールを定めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

内部に関しては、まず全役員および役員に準じる者については、反社会的勢力と何ら関係がないことを個々に、また一般従業員についても、社内外での不穏な情報の有無等により確認するようにしております。

次に外部に関しては、取引先や顧問契約先、寄付金等の資金提供先については、新規取引開始時に信用調査を実施する等の方法を通じ、当該勢力と無関係であることを確認しております。

以上のとおり、反社会的勢力排除のための事前チェック体制は確立されておりますが、万一、反社会的勢力から接触があった場合は、上記基本原則に基づき対応する方針であります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

1. 会社支配に関する基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の事業特性ならびに株主の皆様やお取引先をはじめ地域社会、従業員等の各ステークホルダーとの間に築かれた関係や当社の企業価値を十分に理解し、当社の企業価値および株主共同の利益を中長期的に確保し、継続的もしくは持続的に向上させる者であることが必要と考えております。

当社は、当社株式の大規模買付行為が行われた際に、これに応じられるかどうかは、最終的には株主の皆様の自由な意思と判断によるべきものであると考えております。また、当社は大規模買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、大規模買付行為の中には、その目的等から見て当社の企業価値および株主共同の利益に明白な侵害をもたらすものがあることも否定出来ません。

したがって、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に反する当社株式の大規模買付行為を行おうとする特定の者、あるいはグループは、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような大規模買付に対しては、必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

2. 買収防衛策についての取組み

上記基本方針に基づき、当社取締役会は、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下、現行プランといいます。）を平成27年6月22日開催の第145回定時株主総会において、出席株主の皆様の過半数のご承認を得て継続しました。この買収防衛策は、有効期限が平成30年6月30日までに開催される第148回定時株主総会終結の時までとしておりましたので、当社の企業価値および株主様共同の利益をさらに向上させるために第148回定時株主総会において第145回定時株主総会と同様に出席株主の皆様の過半数のご承認を得て買収防衛策を継続しました。（以下、継続後のプランを本プランといいます。）

(1) 本プランの概要

a. 本プランの発動に係る手続きの設定

本プランは、当社株式に対する買付その他これに類似する行為またはその提案（以下「買付等」といいます。）が行われる場合には、買付等を行う者またはその提案者（以下併せて「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集や検討等を行う期間を確保し、また株主の皆様当社取締役会の計画や代替案等を提示するなど、買付者等との交渉等を行う場合の手続きを定めております。

また、本プランにおいて対抗措置を実施する場合など重要な判断に際しては、独立委員会の客観的な判断を経ることとしております。これに加え独立委員会が本対抗策の実施に関する株主の皆様意思を確認することを勧告した場合には、当社取締役会は係る株主総会を招集するものとされております。

b. 対抗措置（新株予約権無償割当）について

買付者等の行為が、当社の企業価値および株主共同の利益を損なう恐れがあると独立委員会が判断し、本対抗策の実施に関する株主の皆様意思を確認することを勧告した場合には、当社取締役会は係る株主総会を召集し株主総会の決議により、買付者等が権利行使できない新株予約権を当社取締役会が定める一定の日における全ての株主に対して、所有する当社の普通株式1株につき1個以上で当社取締役会が別途定める数の割合で新株予約権の無償割当をいたします。

c. 独立委員会の設置

本プランの導入に当たり、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動および廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しています。独立委員会は、社外の有識者の中から選任されます。なお、現在の独立委員会は、以下のとおり社外の有識者3名により構成されています。

（独立委員会メンバー）

・有識者：北林 博（弁護士）

・有識者：瀬戸口照弘（元太平化学製品株式会社社長）

・有識者：渡辺浩教（会計士、税理士）

d. 本新株予約権の行使および当社による本新株予約権の取得

本プランに基づき、新株予約権の無償割当がなされ、買付者等以外の株主により本新株予約権が行使された場合、または当社による本新株予約権の取得と引換に買付者等以外の株主に対して当社株式が交付された場合は、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は希釈化されることとなります。

(2) 大規模買付行為に係る手続き

a. 対象となる大規模買付行為等

当社は、本プランに基づき、以下のイ. またはロ. に該当する買付等がなされた場合に、本プランに定める手続きに従い本新株予約権の無償割当を実施することがあります。

イ. 当社が発行者である株式等について、特定株主グループの議決権割合が20%以上となる買付等

ロ. 特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主との合意等

b. 大規模買付者に対する情報の提供の要求

上記a. に定める買付等を行う買付者等は、当社取締役会が別途認めた場合を除き、事前に当社に対して本プランに定める手続きを遵守する旨の「意向表明書」を提出していただきます。

当社取締役会は、大規模買付者より意向表明書を受領後に、適宜提出期限を定めた上、当社株主の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを当該買付者に交付し、当該買付者に対しリストに従った情報を提供していただきます。なお、独立委員会は、当社取締役会を通じ、本必要情報の提供を受けるものとします。

c. 大規模買付行為の内容の検討および大規模買付者との交渉、代替案の検討等

当社取締役会および独立委員会が、大規模買付者から十分な情報提供がなされたと判断した場合は、当社取締役会は、本必要情報提供完了後60日間（対価を現金のみとする公開買付）または90日間（その他）の検討期間を設定します。ただし、さらに大規模買付行為の内容の検討や大規模買付者と交渉する代替案の作成等に必要場合は、検討期間を延長することができるものとします。

大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守した場合、当社取締役会は独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で対抗措置発動の可否を判断します。

また、大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合、当社取締役会は対抗措置を採る場合があります。

d. 本プランの有効期限、廃止および変更

本プランの有効期限は平成33年6月30日までに開催される第151回定時株主総会の終結の時までとします。本プランは、有効期限の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議がなされた場合は、本プランはその時点で廃止されるものとします。

(3)本プランが基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものでないこと、当社役員の地位の維持を目的とするものでないことおよびその理由

a. 基本方針に沿うもの

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」および、経済産業省の企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容に十分配慮したもので、前述した当社の基本方針にも沿うものです。

b. 株主共同の利益を損なうものでないこと

大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の判断に委ねることを基本とし、当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間の確保、大規模買付者との交渉を行うこと等を可能にすることで当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させる目的で導入されたものであり、株主共同の利益を損なうものではありません。

c. 当社役員の地位の維持を目的とするものでないこと

本プランの導入・継続は、当社取締役会の決議だけでなく、株主総会での承認を要すること、すなわち株主の意思に基づくものとなっております。また、当社取締役の任期を1年に短縮したことにより、毎年の取締役の選任を通じて、本プランに対する株主の意向を反映できます。

さらに、本プランの発動等の運用に際しては当社取締役会の恣意的判断を排除するために独立委員会を設置していますので、本プランの透明な運営が行われる仕組が確保されています。

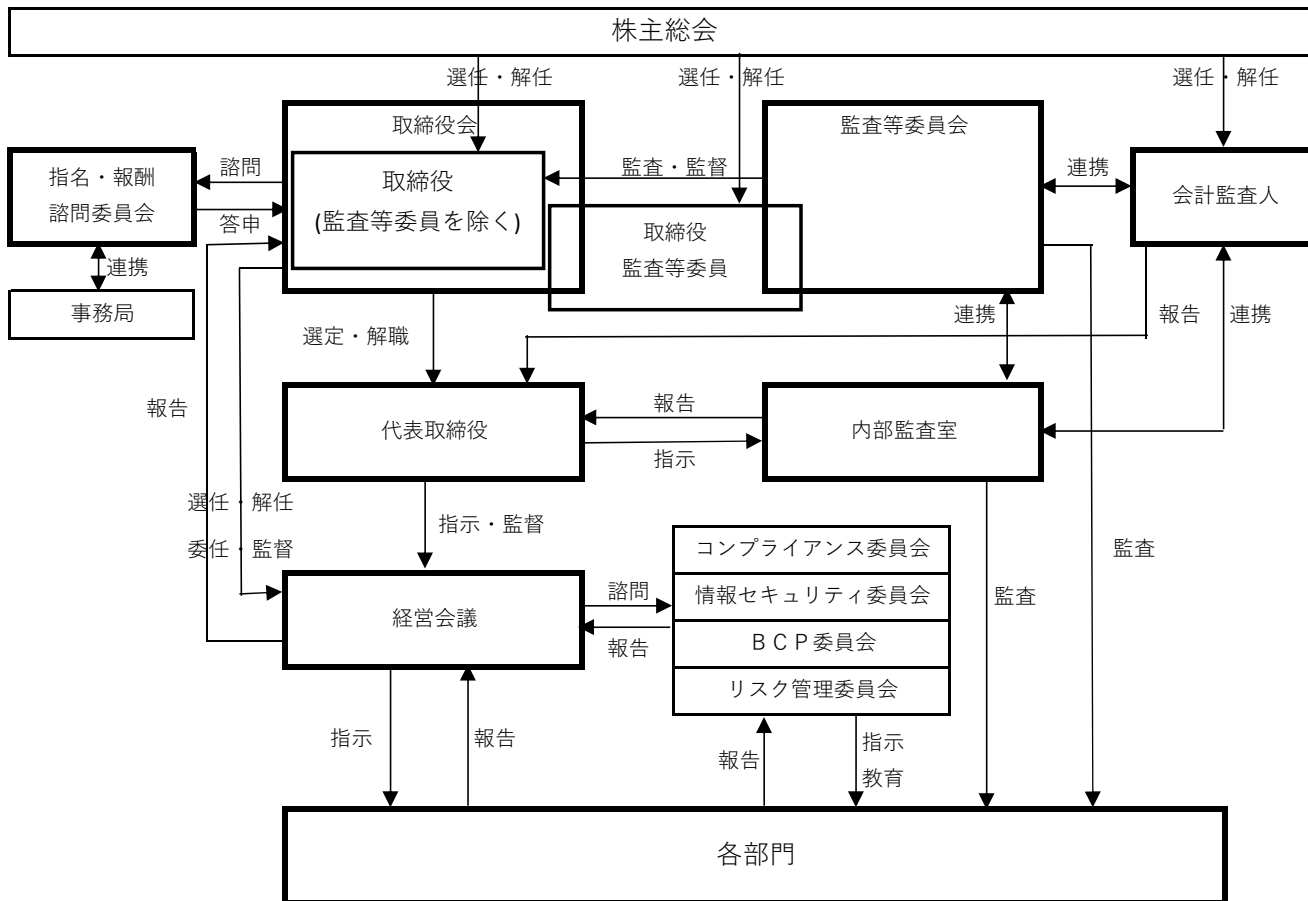
本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではなく、スローハンド型(取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間がかかる買収防衛策)でもありません。

以上のとおり、本プランには当社役員の地位の維持を目的として対抗措置が発動されることはありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社のコーポレート・ガバナンスの体制は下記のとおりであります。

コーポレート・ガバナンス体制（模式図）



適時開示体制の概要（模式図）

